

デジタル庁の取組について

令和3年11月4日

デジタル庁

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

人材・セキュリティ	戦略・政策
	組織 { 行政 民間
	ルール { データガバナンス 連携ルール
	連携基盤 (ツール)
	データ
	利活用環境
インフラ	

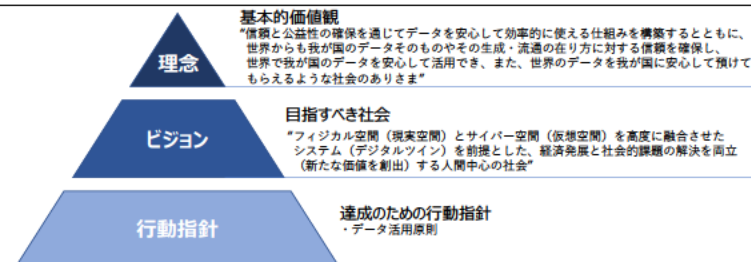
第一次取りまとめ
データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱
社会実装・業務改革 デジタルツインの視点でビジネスプロセスの見直し
トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、発行元証明、存在証明）を整理
プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)
ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント
引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの活用の在り方 人材/国際連携/インフラ

包括的データ戦略 検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 プラットフォームとしての行政が持つべき機能 	
<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 	
<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 	
<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 重点的に取り組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 データ取引市場のコンセプトの提示 	
<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定 (法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等) ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化/オープンデータの推進 	
デジタルインフラ	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備
人材・組織	<ul style="list-style-type: none"> データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】

データ戦略の基本的な考え方

データ戦略が目指すもの

- 本戦略の基本的な考え方を明確にし、官民の幅広いステークホルダーでの共有を可能とするため、本戦略の基本的価値観である理念、その理念に基づき目指すべき社会のビジョン、およびそのビジョンを実現する基本的行動指針を定める。



行政におけるデータ行動原則

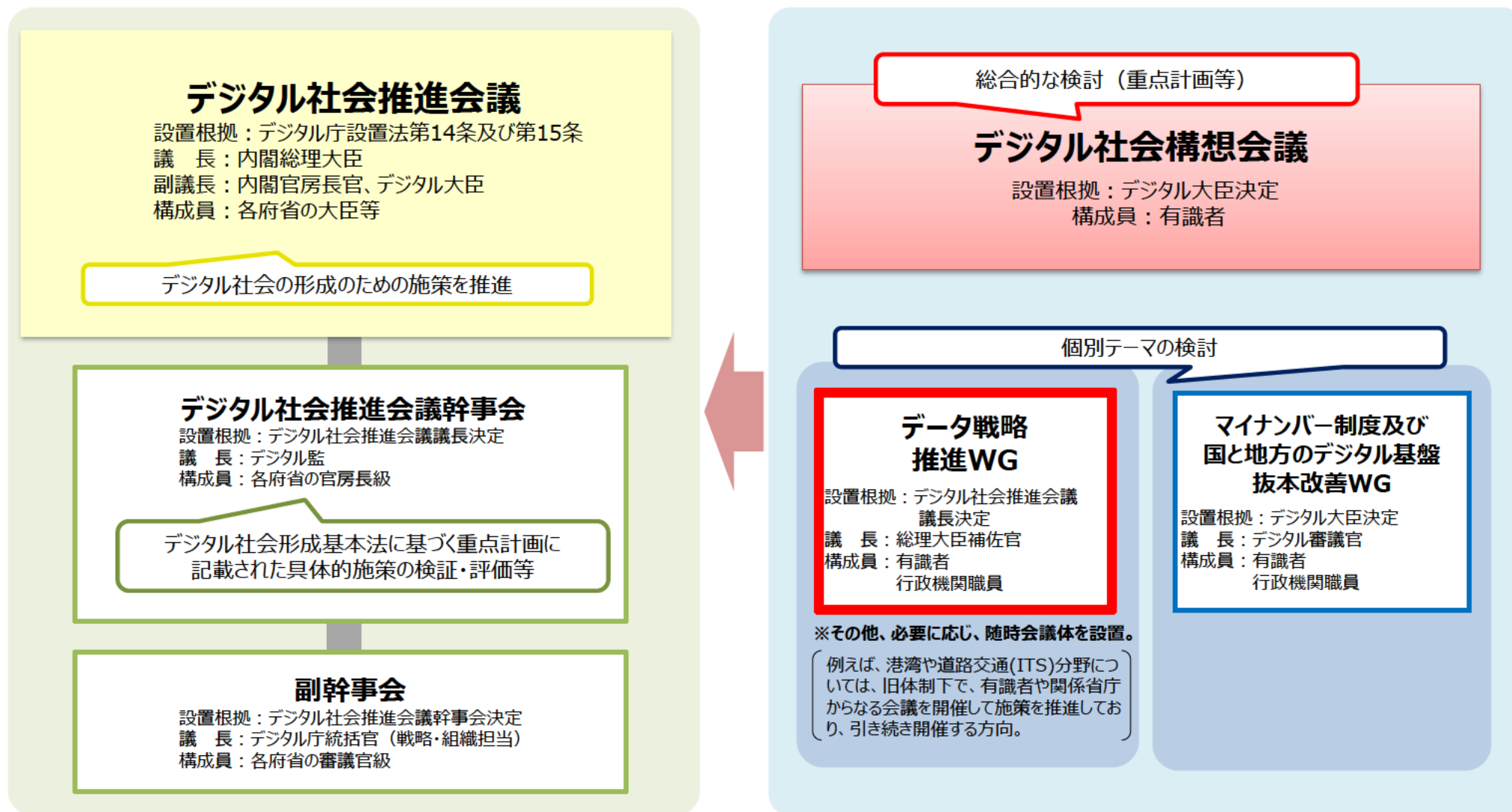
- コロナ禍においてデジタル化の遅れがもっとも顕著に露呈した行政においては、**率先して業務改革をすることが必要**
- データの価値を認識し、データ視点で業務の再整理を行い、**データの利用、再利用を前提としたシステム整備が可能となるよう、下図に示すとおり行政におけるデータ行動原則をとりまとめる**

データに基づく行政（文化の醸成）	データエコシステムの構築	データの最大限の利活用
<ul style="list-style-type: none"> ・政策課題に対応するデータの特定 政策課題を明確にするためのデータを明確化、発掘する ・意思決定のためのデータの使用 データに基づく客観的な判断を行う ・データ視点での業務の見直し 紙等で行われていた業務をデータの視点で抜本的に見直す ・行政によるデータ作成 社会に貢献するデータを積極的に整備し、必要な範囲で公開する 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用・共有を前提としたライフサイクルに配慮したデータ設計・整備 データ活用や共有、外部連携を可能とする設計にし、後で使いやすいデータを整備する ・データ標準の活用 データは可能な限り標準を活用する ・データの品質確保 データの誤りが入りにくい入力や中間処理を行い、データの品質を確保する ・データ資産の整理 自組織の保有するデータ資産を整理しそのデータの持つ価値を引き出せるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・データアクセスのルールを明確化、公開 データにアクセスしやすいようにルールを明確化し、公開する ・データアクセス方法の多様化、公開 データのアクセス方法を多様化し、様々な利用に対応できるようにする ・オープンデータの推進 オープン化可能なデータは積極的にオープンにして、データの価値を引き出す

プラットフォームとしての行政

- **行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなる**ことが産業競争力や社会全体の生産性向上に直結
- **行政機関が、行政におけるデータ行動原則を遵守し、実践した上で、行政機関全体のアーキテクチャを策定し、ID体系の整備やベース・レジストリをはじめとした基盤データの整備、カタログの整備等を行う**とともに、民間ともオープン化・標準化されたAPIで連動できる**オープンなシステムを構築**していく
- これらはデジタル社会の共通機能であり、**ガバメントクラウド上で提供する**

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。



データ戦略推進WGの進め方 <体制>

- データ戦略推進WGの下に「トラストWT」、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するWT」、「EBPM推進委員会」、「準公共・相互連携作業グループ」を設け、検討を進める。

データ戦略推進WG

設置根拠	デジタル社会推進会議 議長決定	主査	内閣総理大臣補佐官
構成員	砂金 信一郎 LINE株式会社執行役員AIカンパニーカンパニーCEO 遠藤 信博 一般社団法人日本経済団体連合会サイバーセキュリティ委員長 日本電気株式会社取締役会長 太田 直樹 株式会社New Stories代表取締役 佐藤 創一 一般社団法人新経済連盟政策部長 越塚 登 東京大学大学院教授 後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学学長 下山 紗代子 一般社団法人リンクデータ代表理事/インフォ・ラウンジ株式会社取締役 庄司 昌彦 武蔵大学教授 手塚 悟 慶應義塾大学教授 村井 純 慶應義塾大学教授 渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授		内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 内閣府知的財産戦略推進事務局長 個人情報保護委員会事務局審議官 総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当) 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 経済産業省商務情報政策局長 デジタル審議官 デジタル庁CA (Architect) デジタル庁CTO (Technology) データ戦略統括 デジタル庁統括官 (デジタル社会共通機能担当) デジタル庁統括官 (国民向けサービス担当)
検討項目	○ データ戦略の推進方策		

トラストを確保したDX推進SWG		プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関するSWG		EBPM推進委員会		準公共・相互連携作業グループ	
構成員	座長：手塚 悟 慶應義塾大学教授 有識者：トラストに関する学者、トラストサービス事業者、監査法人、弁護士など 総務省 法務省 経済産業省	構成員	座長：渡部 俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授 有識者：法学者、法律家、データ仲介事業者など 内閣府	構成員	会長：内閣官房副長官補 (内政担当) 副会長：内閣官房内閣審議官 (行政改革推進本部事務局長) 内閣府政策統括官 (経済社会システム担当) デジタル庁統括官 (戦略・組織担当) 総務省行政評価局長 総務省政策統括官 (統計制度担当) 会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者	体制	リーダー：越塚登東京大学大学院教授 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ デジタル庁国民向けサービスグループ 等
検討項目	○ トラストスコープの再整理 ○ DXで必要となるトラストニーズ及び実態調査 ○ アシユアランスレベル分類 ○ トラスト枠組みの基本的考え方	検討項目	○ データ取扱いルール実装のガイダンス	検討項目	○ 政府横断的なEBPMの取組推進 ○ 統計等データの整備・改善	検討項目	○ 準公共分野・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策の検討